

第 47 回 徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (徳島県新型インフルエンザ等対策本部会議)

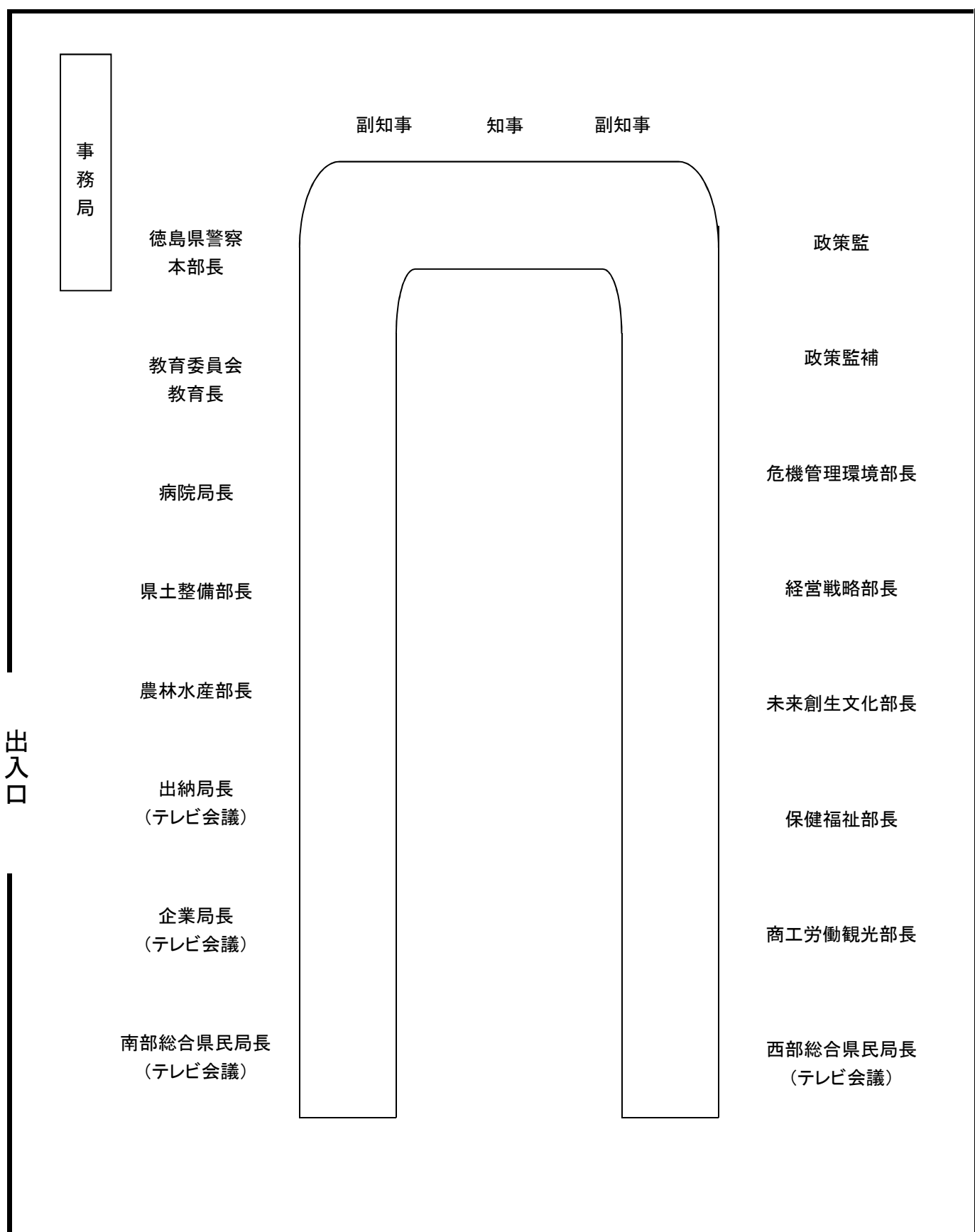
日 時：令和 3 年 4 月 2 4 日（土）
1 8 時 0 0 分から

場 所：県庁 3 階 特別会議室

◎協議事項

「緊急事態宣言」等に係る本県の対応について

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



1 県内の状況について

○ 「変異株」の状況

- ・ 2月19日～3月22日の検査では、17.9%が変異株の疑い（26／145件）
- ・ 3月30日～4月19日の検査では、91.7%が変異株の疑い（88／96件）
（うち、直近4月19日の検査では、100%が変異株の疑い（25／25））
- ・ 従来型よりも強い感染力をもち、子どもも含め若い人にも広く感染
- ・ 「急激な重症化」に至るおそれあり

○ 感染状況

- ・ 4月の感染者数は、13日に過去最多に達し、24日時点で569名
- ・ 4月の感染者が、令和3年3月以前の累計感染者（546名）を超過
- ・ 直近1週間の新規感染者数
＜20日＞228名
＜24日＞250名（4月6日から19日連続で過去最多を更新）

【直近1週間の新規感染者数】

17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	計
38	36	25	36	34	34	47	250

【月別感染者数の推移】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R2	—	1	2	2	—	1	20	107	15	16	17	18	199
R3	187	66	94	569※									916

※ R3. 4月は24日現在

○ 医療提供体制

- ・ 病床使用率
＜20日＞68.1%（160／235床）
＜24日＞67.7%（176／260床）
- ・ 療養者数
＜20日＞315名
＜24日＞371名（4月12日から13日連続で過去最多を更新）

2 とくしまアラートに係る指標について（4月24日時点）

感染の状況		医療提供体制の負荷					監視体制	
①直近1週間 (4/17～4/23)の 新規報告者数	②感染経路 不明割合	③病床のひっ迫具合				④療養者数	(参考) 検査件数	⑤PCR陽性率
		入院医療						
		(確保病床の使用率)	(入院率)	うち重症者用 (確保病床の使用率)	(参考) 宿泊療養施設 稼働率			
250人 うち、60歳以上 (68人)	18.8% (47/250)	67.7% (176/260)	47.4% (176/371)	28% (7/25)	86% (195/226)	371人 (入院:176人 宿泊療養:195人)	3,054件 先週の 検査件数2,275件	8.2% (250/3,054)

入院病床の現状と今後の対応

○変異株が主流に

＜県スクリーニング検査＞

・2/19～3/22 検査分

「**18%**」(26検体／145検体)

↓ **5倍!**

・3/30～4/12 検査分

「**92%**」(88検体／96検体)

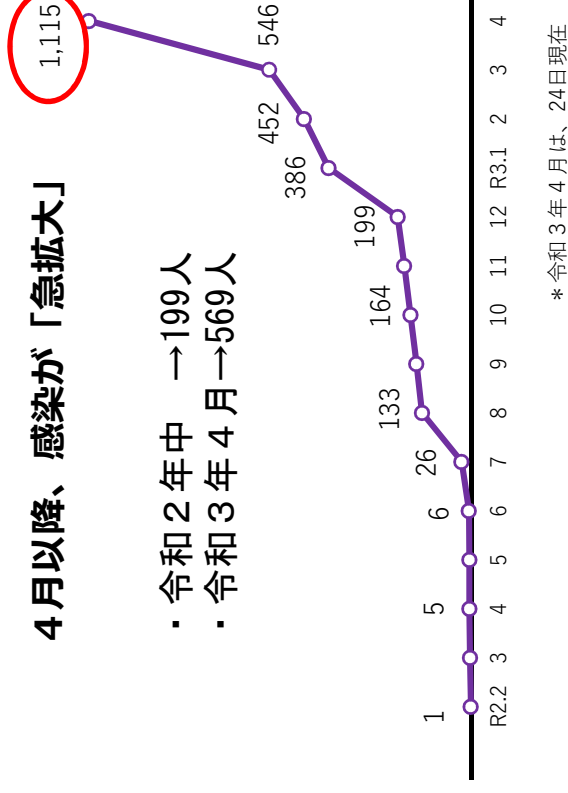
(特徴)

- ①感染力がとても強い
- ②若い人にも広く感染
- ③急激に重症化

4月以降、感染が「急拡大」

・令和2年中 →199人

・令和3年4月→569人



○クラスターの発生

- 「飲食の場」
 - 「カラオケ」
 - 「福祉施設」
 - 「学校」など
- 4月に9件発生

確保病床利用率
(4月24日現在)

67.7%

緊急対応

○コロナ対応の入院病床(200床)

- 病床の増床 **10床増**
- 病状などの特性に応じた受入病床 **29床** (23日現在)

○宿泊療養施設(210室)

- ・宿泊室の拡充 **16室増**

追加対策

○「コロナ対応病床」の更なる拡充

(併せて、中等症の受入対応を強化)

○軽症者等を受け入れる

「宿泊療養施設」の拡充

○民間医療機関の協力による

「後方支援病院」の確保

○「かかりつけ医」の医療ケア下での
自宅療養(セーフティネット)

20床追加

新たな施設確保

30医療機関

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

令和 3 年 4 月 23 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に関する緊急事態が発生した旨を宣言する。

記

1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

2. 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の区域とする。

3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の
全部を変更する公示

令和 3 年 4 月 23 日
新型コロナウイルス感染症
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更し、令和 3 年 4 月 25 日から適用することとしたので、公示する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 11 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県については、令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 11 日までとする。
- ・沖縄県については、令和 3 年 4 月 12 日から 5 月 11 日までとする。
- ・埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県については、令和 3 年 4 月 20 日から 5 月 11 日までとする。
- ・愛媛県については、令和 3 年 4 月 25 日から 5 月 11 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

新型コロナウイルス感染症対策の対処方針 (案)

令和 2 年 3 月 2 9 日 策定
令和 2 年 4 月 8 日 改正
令和 2 年 4 月 1 1 日 改正
令和 2 年 4 月 1 7 日 改正
令和 2 年 5 月 4 日 改正
令和 2 年 5 月 1 4 日 改正
令和 2 年 5 月 2 1 日 改正
令和 2 年 5 月 2 5 日 改正
令和 3 年 1 月 8 日 改正
令和 3 年 2 月 2 日 改正
令和 3 年 2 月 1 6 日 改正
令和 3 年 3 月 2 2 日 改正
令和 3 年 4 月 2 4 日 改正

徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部決定

令和 3 年 **4 月 2 3 日**、政府が変更した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、県民の生命・健康と安全・安心を守ることを目的として、「徳島県新型コロナウイルス感染症対策の対処方針」を以下のとおり改正する。

- 一 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針
- ① これまでの感染拡大期の経験や国内外の様々な研究等の知見を踏まえ、より効果的な感染防止策等を講じていく。
 - ② 感染の再拡大が認められる場合は、政府と県が密接に連携しながら、重点的・集中的な PCR 検査や営業時間短縮要請等を実施するとともに、まん延防止等重点措置を機動的に活用するなど、速やかに効果的で強い感染対策等を講じる。
 - ③ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。
 - ④ 的確な感染防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていく。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、迅速なワクチンの接種を進める。

⑥ 「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう、医療提供体制の確保に全力をあげて取り組む。

二 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

① 県は、以下の点について、県民の共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 県民に分かりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 医療提供体制及び検査体制に関する分かりやすい形での情報の提供。
- ・ 変異株についての正確で分かりやすい情報の提供。
- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・ 室内で「三つの密」を避けること。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促すこと。
- ・ 令和2年10月23日の政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（以下「分科会」という。）で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」（飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など）や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等）の周知。
- ・ 不織布マスク等の感染予防策の効果や隙間が出来ないような着用方法の周知。
- ・ 大型連休等、人の移動が活発化する時期に際して、感染が拡大している地域との往来に関する自粛の要請を含め、感染状況に応じて、必要な注意喚起や呼びかけを行う。
- ・ 業種別ガイドライン等の実践。特に、飲食店等について、

業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を利用するよう、促すこと。

- ・ 風邪症状等体調不良がみられる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することを周知。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方を分かりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
 - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
 - ・ 県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
 - ・ 接触確認アプリ（COVID-19 Contact-Confirming Application:COCOA）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。併せて、とくしまコロナお知らせシステムの利用呼びかけ。
- ② 県は、県のウェブサイトにおいて厚生労働省等関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に県民等への情報発信を行う。
- ③ 県は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 県は、感染症やクラスターの発生状況について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 県は、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等に対して、適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する14日間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑥ 県は、県民、在住外国人及び外国人旅行者への適切かつ迅速な情報提供を行い、県内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑦ 県は、市町村、関西広域連合、全国知事会及び政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑧ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査

により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、県民に還元するよう努める。

- ⑨ 県は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

（２）サーベイランス・情報収集

- ① 感染の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 県は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、体制を整える必要がある。このため、県医師会をはじめとした地域の関係団体と連携して、「地域外来・検査センター」の設置等を進めるとともに、保健製薬環境センターにおける検査体制の一層の強化を図り、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。また、徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会において、PCR検査等の実施体制の把握・調整等を図る。
さらに、県は、厚生労働省が実施するPCR検査及び抗原検査の役割分担についての検討・評価等を踏まえ、PCR検査等を適切に実施する。また、感染が拡大している状況においては、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、PCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。さらに、政府の方針に基づき感染状況に応じ、4月から6月にかけて、新たな集中的実施計画に基づく検査を定期的に実施する。また、政府が示す相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化の指針に基づき、対策を実施する。
- ③ 県は、政府において構築する患者等に関する情報を迅速に共有する情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19：HER-SYS）を活用し、PCR検査等の実施人数や陽性者数などを定期的に公表するとともに、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ④ 県は、政府から提供された、医療機関の空床状況や人工呼吸器・体外式膜型人工肺（Extracorporeal membrane oxygenation：ECMO）の保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System：G-MIS）により、医療提供状況やPCR等検査の実施状況等を一元的かつ即座に把握するとともに、迅速な

患者の受入調整等にも活用する。

- ⑤ 県は、感染症法第12条及び第15条に基づき、自治体間での迅速な情報共有を行うとともに、**分科会提言で示された「早期探知のための指標」等も参考に、**県下の感染状況について、政府の指針に基づきリスク評価を行う。
- ⑥ 県は、遺伝子配列を分析するにあたり、公衆衛生対策を進めていく上で必要な情報を、国立感染症研究所に対し提供する。
- ⑦ 県は、変異株スクリーニング検査により監視体制を強化する。さらに、変異株事例が発生した場合には、積極的疫学調査の強化や幅広い関係者への検査を徹底する。これらの取組により、クラスターの迅速な封じ込めを図るとともに、社会全体での変異株の感染拡大の防止を図る。
- ⑧ 県は、効果的な、繁華街等の人流の継続的なモニタリングを実施する。

(3) まん延防止

1) 事業者及び関係団体における取組

事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種別ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、県は、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

2) 学校等の取扱い

県は、政府が「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した「新しい生活様式」の導入による学校の行動基準や具体的な感染症予防対策を踏まえ、県が策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点」に基づく実践をはじめ、必要な対策を適時適切に講じる。また、県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。公立高校等の入学者選抜については、感染防止策や追検査等による受検機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。

3) 県における取組等

- ① 県は、県民や事業者に対して、以下の取組を行う。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行う。
(外出の自粛等)

- ・ 「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について県民や事業者に周知を行う。

- ・ 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促す。また、変異株による感染が増加していることを踏まえ、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促す。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促す。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促す。

- ・ 業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促す。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行う。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要な規模要件（人数上限や収容率）の目安を示す。その際、事業者及び関係団体において、エビデンスに基づきガイドラインが進化、改定された場合は、それに基づき適切に要件を見直す。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知する。

催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握し

ておくことや、接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）及びとくしまコロナお知らせシステムの活用等について、主催者に周知する。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

（職場への出勤等）

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかける。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「５つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促す。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知する。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかける。その際には、特に留意すべき事項の確認を促し、遵守している事業者には対策実施を事業者版スマートライフ宣言又はガイドライン実践店ステッカーにより宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨する。

（施設の使用制限等）

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

② 県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。

③ 県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、８月７日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講ずべき施策」や累次の分科会提言（１２月１１日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等）等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に新型インフルエンザ等対策特別措置

法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24第9項に基づく措置等を講じるため、県独自の判断指標としてとくしまアラートを策定・運用するものとする。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な地域にあたる場合は、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう取り組む。

- ④ 県は、①③の取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。4) 予防接種
- 県及び市町村は、以下のように新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を行うものとする。
- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことである。
- ② 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、政府の指示のもと、県の協力により市町村において実施する。
- ③ 予防接種の実施体制や接種順位等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って行う。
- ④ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用し適切に実施する。
- ⑤ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供することが必要である。

その上で、県は、県民に対して、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確で丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、県民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。

5) 水際対策

県は、健康観察について、保健所の負担軽減や体制強化のため、保健所勤務経験のある職員を含めた全庁的な体制構築や関係機関への一部業務委託を行う。

6) クラスター対策の強化

- ① 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。

また、積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しな

い場合の命令、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用する。

- ② 県は、政府、関係機関と協力してクラスター対策にあたる専門家の確保を図るとともに人材育成を行う。
- ③ 県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。

なお、感染拡大が顕著な地域において、保健所における積極的疫学調査に係る人員体制が不足するなどの問題が生じた場合には、県は関係学会・団体等の外部専門人材派遣の仕組みであるIHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）の活用や、厚生労働省と調整し、他の都道府県からの応援派遣職員の活用等の人材・体制確保のための対策を行う。

また、他の都道府県等と連携し、積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施できるよう保健所の業務の重点化や人材育成等を行うこと、保健所業務の外部委託の活用、IHEATの積極的な活用等により、保健所の体制を強化し、感染拡大時に即応できる人員体制を平時から整備する。

- ④ 県は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に取り組んでおり、さらなる充実を図るべく、県内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、県は、クラスターの発見に資するよう、地方公共団体間の迅速な情報共有に努める。
- ⑤ 県は、クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。

- ・ 大規模な歓楽街については、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期に予兆を探知し、介入時には、速やかに重点的（地域集中的）なPCR検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行う。

- ・ 事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかける。

- ・ 「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、幅広く検査を実施する。また、あらかじめ、事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけるとともに、上記の検査について労

働者への受検勧奨の実施等を促す。

- ・ 言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、政府及び県等が提供する情報の一層の多言語化、きめ細やかな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる仕組みを構築する。
- ⑥ 県は、接触確認アプリ（C O C O A）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、その幅広い活用や、感染拡大防止のための陽性者としての登録を行うよう、呼びかけを行うとともに、とくしまコロナお知らせシステムの利用促進や、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（H E R - S Y S）及び保健所等と連携した積極的疫学調査で活用することにより、効果的なクラスター対策につなげていく。
- 6）その他共通的事項等
- 県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。

（４）医療等

- ① 県は、入院医療の提供体制の確保を進めるため、県医師会
- ・ 県下の基幹医療機関をはじめとする、医療関係者・関係団体で構成される「徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会」及び県調整本部を核として、厚生労働省や関西広域連合、地方公共機関、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・ 重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和２年１０月１４日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）の改正（令和２年１０月２４日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っており、改正法の施行により、この取り扱いが法定化された。県は、関係法令に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を運用する。また、改正法の施行により、入院措置に正当な理由なく応じない場合や入院先から逃げた場合の罰則が設けられたが、その運用に当たっては、患者の人権に十分に配慮し、慎重に運用するとともに、患者への偏見・差別につながらないように、（６）で後述する取組の一層の強化を図る。
- 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき状況となる場合に備えて、特に病床確保や県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等

も含め入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）については、感染症法第44条の3第2項に基づき、宿泊施設（適切な場合は自宅）での療養を要請することで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図る。丁寧な健康観察を実施する。

- ・ 特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、県は、患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、ホテル等の一時的な宿泊療養施設の確保に努めるとともに、宿泊療養施設の運営体制を確保する。
- ・ 自宅療養を行う際には、県は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握するとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。また、パルスオキシメーターの確保や、往診・オンライン診療・訪問看護等の活用など、適切な療養環境を確保するための取組を推進する。
- ・ 県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障がい者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。

・ 県は、変異株が確認された患者等について、適切に入院措置・勧告を行う。また、地域の感染状況等を踏まえ、変異株が確認された軽症者等について、丁寧に健康観察を実施のうえ、宿泊施設での療養を要請すること。さらに、国立感染症研究所の評価・分析を踏まえ改定された退院基準等に基づき、入院措置・勧告、宿泊療養等の措置を適切に講ずる。

- ・ 県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保する。

特に、病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を図る。

その際、地域の関係団体の協力のもと、「徳島県新型コロナウイルス感染症対策協議会」を活用して医療機能（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確

保を進める。

また、医療機関は、業務継続計画（ＢＣＰ）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用の取組を推進するとともに、それでもなお病床が不足すると見込まれる場合には、法第３１条の２に基づく臨時の医療施設の開設についてその活用を十分に考慮する。

また、臨時の医療施設の開設に当たっては、あらかじめ国と協議を行い、迅速な情報共有を図るとともに、開設後は定期的に運営状況を報告する。

なお、県は感染症法第１６条の２に基づく協力要請等及び法第３１条に基づく医療等の実施の要請等を行う場合には、当該医療等が適切に実施されるよう、必要な支援を行う。

- ・ 引き続き病床・宿泊療養施設の確保に万全を期すとともに、感染者が短期間に急増する場合の緊急的な患者対応を行う体制について早急に検討し、対応方針を定める。
- ・ さらに、県は、今回の感染拡大局面で認識された課題を点検し、「相談・受診・検査」～「療養先調整・移送」～「転退院・解除」まで、一連の患者対応が目詰まりなく行われ、病床・宿泊療養施設が最大限活用されるよう留意しつつ、次の感染拡大時にも確実に機能する医療提供体制を整備する。
- ・ その際、次の感染拡大に備え、一般医療と新型コロナウイルス感染症に対する医療との両立について改めて協議し、患者受入が実際に可能な新型コロナウイルス感染症患者用の病床を確実に確保する観点から、病床・宿泊療養・自宅療養の役割分担の徹底や総合的な調整体制の整備により病床活用を効率化した上で、必要とされる病床・宿泊療養施設を確保することとし、厚生労働省と連携して病床・宿泊療養施設確保計画を見直す。
- ・ 上記の病床確保・活用の状況及び感染状況を適切にモニタリングするとともに、感染拡大防止策の実施に適時適切に反映させる。
- ・ 県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備し、患者の医療提供に関する必要な総合調整を行う。
また、医療機関等情報支援システム（Ｇ－ＭＩＳ）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行う。
- ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を

確保する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進める。
- ・ また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討する。
- ・ 退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受入れを促進する。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、県は、厚生労働省と連携し、必要に応じて検査体制整備計画を見直すとともに、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査協力医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
- ・ 関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置を行う。
- ・ 大型テントやプレハブを活用した、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、「診療・検査協力医療機関」の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行う。

③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
- ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。

④ 医療従事者の確保のため、県は、関係機関と協力して、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進める。

⑤ 医療物資の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材を確保し、医療機関等情報支援システム（G－M I S）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を整備する。また、専門性を有する医療従事者の確保に努める。
- ・ 県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にP C R検査等や入院の受入れを行う診療・検査協力医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 県は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、
 - ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
 - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
 - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
 - ▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
 - ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
 - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する 等の対策に万全を期すこと。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQ O Lを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、患者、家族のQ O Lを考慮しつつ、施設での通所サービス等の一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限するなどの対応を検討すること。
 - ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 県は、感染者と非感染者の空間を分けることなどを含む感染防止策の更なる徹底等を通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようにする。また、感染者が多数発

生している地域における医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

また、県は、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行う体制を構築する。

また、高齢者施設等において、感染対策マニュアルを活用した感染対策等の対応力強化の取組を、事例集の展開や業務継続計画の策定支援などにより一層進める。

加えて、手術や医療的処置前等において、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染防止策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備等の取組を推進する。
- ・ 小児医療について、関係機関の意見を聞きながら、診療体制を検討し、協力して体制整備を進める。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、環境の整備に引き続き、取り組む。
- ・ レムデシビルやデキサメタゾンについて、必要な患者への供給の確保に努める。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。
- ・ 県は、実費でPCR検査が行われる場合にも、医療と結びついた検査が行われるよう、周知を行う。

(5) 経済・雇用対策

県は、現下の感染拡大の状況に応じ、その防止を最優先とし、臨機応変に対応することとする。感染対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を図ってきた。具体的には、令和2年度徳島県補正予算や、政府の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を活用し、必要な施策を県を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期してきた。今後とも、令和3年度15か月予算や、政府の「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」等の経済支援策を活用し、必要

な施策を県を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、感染症の厳しい影響に対し、実質無利子・無担保融資等により、雇用・事業・生活をしっかりと守っていく。その上で、成長分野の民間投資を大胆に呼び込みながら、生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促し、民需主導の成長軌道の実現につなげる。なお、これら施策の実施に際しては、県内の感染状況及び本県経済や県民生活への影響を注意深く見極め、公平性の観点や円滑な執行等が行われることにも配慮しつつ、引き続き、迅速・機動的に対応する。

(6) その他重要な留意事項

1) 偏見・差別等への対応、社会課題への対応等

- ① 県は、新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する差別的な取扱いや誹謗中傷、名誉・信用を毀損する行為等は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせかねないことから、分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論の取りまとめ（令和2年11月6日）や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、以下のような取組を行う。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（corona.go.jp）等を活用し、県や関係団体等の取組の横展開にも資するよう、偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化する。
 - ・ 感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化する。
 - ・ 情報の公表に当たっては、個人情報保護に留意する。
 - ・ 悪質な行為には法的責任が伴うことについて、政府の統一的なホームページ等を活用して、幅広く周知する。
 - ・ クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信する。
- ② 県は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 県は、各種対策を実施する場合は、県民の自由と権利の制

限は必要最小限のものとする。特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性の生活や雇用への影響が深刻なものとなっていることに留意し、女性や障がい者等に与える影響を十分配慮して実施するものとする。

- ④ 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が偏見・差別等による風評被害等を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 県は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 県は、政府と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
 - ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力、性犯罪・性暴力や児童虐待等
 - ・ 情報公開と人権との協調への配慮
 - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
 - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
 - ・ 外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保
- ⑦ 県は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳をもってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

2) 物資・資材等の供給

- ① 県は政府と連携し、マスク、個人防護具や消毒薬等を必要な医療機関や介護施設等に優先配布するとともに、感染拡大に備えた備蓄を強化する。
- ② 県は、マスクや消毒薬等の県民が必要とする物資を確保するため、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 県は、関西広域連合と連携し、物資の不足を府県間で相互に補完する体制を構築する。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 県は、政府や関西広域連合、全国知事会、市町村を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 県は、対策の推進に当たっては、市町村、経済団体等の関

係者の意見を十分聴くとともに、必要に応じ、政府に提言等を行う。

- ③ 県は、保健部局のみならず、危機管理部局も含め、すべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 県は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。

4) 社会機能の維持

- ① 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。
- ② 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、県民生活及び県民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、県民への周知を図る。
- ⑤ 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑥ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) その他

- ① 県は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講じることとする。
- ② 県は、政府が基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言した場合は、県の対処方針の変更を検討する。

感染拡大抑止“緊急対策”の実施《重点項目》

実施期間：4月20日（火）～5月5日（水・祝）

県民・事業者の皆様への要請

- ☐ すべての世代の皆様が変異株を警戒し、より一層の感染防止対策を強化！
- ☐ 都道府県境をまたぐ移動は、目的地の感染状況等を確認し、慎重に判断！
- ☐ 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」実施地域との不要不急の往来自粛！
- ☐ 飲食店における営業時間短縮要請にご協力を！（21時まで）※酒類提供は、20時まで
- ☐ 飲食を主とする店でのカラオケ設備の利用自粛を強く要請
- ☐ 事業者は、従業員の体調確認の徹底し、体調不良者の休暇取得に御配慮を！
- ☐ テレワークの強力な推進による出勤者数の削減、GW中の出勤は必要最小限に！

家庭や職場に感染を広げないために

県外との往来対応

接触機会抑制

- ☐ 都道府県境をまたぐ移動は慎重な判断を要請し、どうしても帰省が必要な場合は、帰省先の家族に体調確認や必要性の相談を行い、可能な限り、事前のPCR検査の受検を要請
- ☐ テレワークの強力な推進
（県職員が率先して「出勤者数の5割削減」を目指す）

GWにおける水際対策

- ☐ やむを得ず帰県される方が、県が指定する検査機関で帰県前にPCR検査を実施する場合に、県が検査費用を負担
- ☐ 公共交通機関を利用して帰省される方への注意喚起（啓発チラシ等の配布）

飲食店への対応

接触機会抑制

- ☐ 飲食を主とする店でのカラオケ設備の利用自粛を強く要請
- ☐ 繁華街を中心とした人流変化のきめ細やかなモニタリングにより、県外及び県内の人の流れを「見える化」
- ☐ 県職員による県内全域の見回り・巡回指導を徹底するとともに、見回り時の「21時以降の営業」確認店舗への再訪問及び再度の協力要請を実施
- ☐ 県警察本部・各警察署協力のもと、歓楽街をはじめ、県内全域での防犯パトロールを強化

面的モニタリング検査

- ☐ 「感染拡大予防ガイドライン」を遵守されている飲食店の経営者・従業員を対象としたPCRモニタリング検査（徳島駅前・秋田町周辺）

県民の命と健康を守るために

医療提供体制の強化

- ☐ コロナ入院受入一般病床及び中等症以上病床の確保
- ☐ 「かかりつけ医」の医療ケアによる自宅療養（セーフティネット）
- ☐ 療養病床の確保
- ☐ 後方支援病院の確保

県外からの帰省者に対する事前PCR検査の受検支援について

ゴールデンウィークに本県への帰省を考えている県外在住者に対し、各家庭等にウイルスを持ち込むことのないよう、事前のPCR検査受検を強力に促すため、「無償」でPCR検査を受けられる制度を創設する。

1 対象者

- (1) 3度目の緊急事態宣言発出等を踏まえて、県外との往来には慎重な判断を求めている中で、やむを得ず、令和3年5月9日（日）までに本県への「帰省」を予定している、「県外在住」の方。
- (2) 観光やビジネス目的での来県者は除く。

2 事業スキーム

- (1) 県が、県外の民間検査機関に委託して実施。
- (2) 費用は県が全額負担（受検者の負担なし）。
- (3) 県は、県民に制度を周知し、各県民から、縁者などにこの制度を利用した帰省前のPCR検査受検を呼びかけて頂く。
- (4) 受検希望者は、民間検査機関に直接申込み。
- (5) 民間検査機関が、受検希望者に「検査キット」を送付。
- (6) 受検希望者は、検体を民間検査機関に返送。
- (7) 民間検査機関が、検査結果を受検者と県に通知。

3 事業開始時期

- 4月25日（日）から県ホームページ等で広報開始。
- 4月26日（月）から民間検査機関において受付開始。

4 所要額

10,000千円（検査等経費@1万円×1,000人）

公共交通機関を利用した帰県・来県者への注意喚起について

1. 概要

ゴールデンウィーク期間中に公共交通機関を利用して帰県・来県される方々に対し、主要な交通ターミナルにおいて、「変異株への警戒」など感染拡大防止への注意喚起のチラシや、感染防止用品（ウェットティッシュ）を配布する。
その際、県ホームページへの誘導や、関連情報の提供も行う。

2. 期間：令和3年4月29日（木・祝）～5月5日（水・祝）

3. 時間：11：00～17：00

4. 実施方法

委託業者が配置するスタッフにより配布を実施。
各日、県職員1名が各配布場所を巡回し、状況確認を行い、配布物を補充。

5. 実施内容

（1）徳島阿波おどり空港

到着ゲートからロビーまでの間に配布場所を2カ所設置し、配布。

（2）JR徳島駅

改札口付近にテーブルを設置し、持ち帰っていただく。

（3）徳島駅前高速バス降車場

スタッフが持つカゴから、到着客に持ち帰っていただく。

（4）徳島とくとくターミナル

敷地内に配布テーブルを設置し、持ち帰っていただく。

（5）南海フェリー降り場

到着ゲートからロビーまでの間に配布場所を1カ所設置し、持ち帰っていただく。

秋田町周辺の滞在人口（18時～29時）の推移



※新型コロナウイルス流行前の滞在人口を100%として計算

資料 9

飲食店を対象としたPCRモニタリング検査について

- 実施概要：PCR検査を集中的に実施することにより、飲食の場の安全安心を確認し、「とくしまアラート引き下げ」や「営業時間短縮要請終了後」の飲食の場の利用を促進するとともに、飲食の場を中心とした感染拡大を未然に防止する。
- 実施期間：連休期間中（4／28（水）から受付開始）
- 実施対象：人流調査を実施する「徳島駅前」・「徳島市秋田町周辺」の「ガイドラインを実践している飲食店」の経営者及び従業員
【実施期間中の対象者は、4,000人程度の見込み】
- 検査費用：無料（県が負担）
- 周知方法：社交飲食生活同業組合に協力いただき、対象店舗へ周知
時短営業要請に係る「見回り隊」とともに、対象店舗へ周知
- 実施方法：
- （１）各飲食店で被検査者の人数を決め、申請書を検査事業者へ提出
 - （２）検査事業者から検体キットが送付されるので、各飲食店において、受検者の唾液を採取（自己採取）
 - （３）各飲食店ごとに採取した検体を取りまとめて検査事業者へ提出
 - （４）検体提出後、検査事業者が検査を実施し、２～３日後に検査結果が各飲食店及び保健福祉部へ通知
 - （５）結果が陽性だった場合は、保健福祉部から保健所に連絡し、指示に従っていただく

移動を控え、大切な「いのち」と「ふるさと」を守ろう

～ 緊急事態宣言に伴う緊急メッセージ ～

都道府県境をまたぐ移動は慎重に！

- ・ 「緊急事態措置」「まん延防止等重点措置」都道府県との移動は極力控えましょう
- ・ その他の都道府県境をまたぐ移動も、感染状況を踏まえ、ご家族やご友人とも相談して慎重にご判断を

予防のレベルを最大限に！

- ・ 「三密」の徹底的な回避を
- ・ 会食は、ガイドライン認定店など感染対策が十分講じられたお店で、少人数・短時間、マスク飲食、大騒ぎしないなど感染防止対策の徹底を

都道府県からの要請にご協力を！

- ・ 外出自粛や飲食店等の休業・営業時間短縮等の要請にご協力を
- ・ GW期間中の出勤は必要最小限に、テレワークも活用を

令和3年4月24日

全 国 知 事 会

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言

昨日、政府の対策本部において、これまでのまん延防止等重点措置に加え、東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の4都府県に3回目となる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を出すこととなった。飲食店の営業時間短縮の取組が行われてきたが、N501Y 変異株などの感染力は非常に強く、新規感染者数の増加に歯止めがかからない。また、これまでより若い年代も含めて急速に重症化が進む事例も見られ、病床のひっ迫も厳しさを増している状況にある。

我々47人の知事は、それぞれの地域で積極的疫学調査や検査の徹底、さらなる病床の確保を通じて感染拡大の防止に全力を挙げているが、大型連休を控えて、国と地方、行政と国民・事業者が一体となって、人の流れを抑制するなど、格段にレベルアップした強力な対策を打たなければならない。

については、政府としても下記の項目について対処されるよう提言する。

1. 緊急事態宣言を踏まえた感染拡大防止対策について

- 国民・事業者が一体となって短期的・集中的に対策に取り組むため、緊急事態宣言の期間や目標を明確にし、家庭内・企業内感染や重症化が急増している深刻な実態を踏まえ、国民に危機感を伝え行動変容を促す強いメッセージを発出するとともに、科学的根拠や知見を明確に示した上で、休業要請等のより厳しい措置を打ち出し、簡単に再拡大しないレベルにまで感染者数を減少させるための徹底的な感染抑制措置を実施すること。
- これ以上の感染拡大や、変異株の全国的な広がりを防止するため、大型連休の期間中を含め都道府県境をまたぐ移動は慎重に行うこと、特に感染拡大地域からの帰省や旅行は控えるよう、各地域の対策についてもあらゆる媒体で広報することも含め、国において強力に呼びかけるとともに、旅行のキャンセル料を全額負担するなど国として実効性ある措置を講じること。
- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用に当たっては、早期に感染を抑え込むためにも、現場の実情を把握している知事の要請により感染状況に即応して迅速かつ柔軟に発動可能なものとし、実効性を格段に引き上げる運用とするとともに、各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じられるよう、基本的対処方針を変更すること。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の期間が延長された場合、再度の要請や命令等を行うことなく、延長前の要請・命令の効果が継続できるよう、法の運用の改善を図ること。

- 緊急事態措置による休業要請の実施や営業時間短縮要請の対象時間・対象区域の拡大及び要請期間の延長等により、飲食店等に対する協力金やガイドライン遵守のための見回り活動に要する経費が多額になると見込まれることを踏まえ、予備費の活用による地方創生臨時交付金の確保や即時対応特定経費交付金の5月6日以降の延長等により、国として全面的な財政措置を行うとともに、現行の協力金単価上限額の当面の維持や、適用される制度間での協力金の財政支援の公平化を図ること。また、規模別の協力金が導入されたことを受けて事業者及び都道府県の双方の事務負担が大きくなっていることを踏まえ、自治体ごとの柔軟な運用を認めるとともに、審査等の外部委託に係る事務費配分額のさらなる拡充を行うこと。
- 無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等（モニタリング検査）について、その経費に対して国として全面的な財政措置を行うとともに、迅速化や飲食店への重点化などを効果的に実施するための改善、さらには陽性疑い時には入院等につなげることも含めて、モニタリング結果を活用した対応策を講じること。
- 飲食の場における感染対策の強化のため、マスク飲食の実践をはじめ業種別ガイドラインに準拠して、感染症対策を講ずる飲食店を自治体が認証する取組や当該認証の取得に向け飲食店が行う適切なアクリル板の設置、換気設備、二酸化炭素モニターの設置に要する費用等に係る自治体の助成について、国としても積極的に推奨するとともに業界団体への働きかけや認証基準に関する科学的知見の提供等を行うこと。また、これらを踏まえた地域が工夫して実施する取組について、地方創生臨時交付金の感染症対応分の増額をはじめとした特別枠による強力な支援を講ずるなどの特別の財政措置や、時短要請の解除も含め、認証店を対象とした地域の実情に応じた需要喚起策を講じるほか、全国的な認証基準を検討すること。さらに、マスク飲食の効果等について国として科学的に示すこと。
- 人の流れを抑制するため、テレワークの推進についてさらに強力に進めるとともに、国としても各種の行政手続きの申請期限の延長等の措置を講ずること。また、建設作業員等の広域の移動を抑えるため、各種公共事業の工期を延長するとともに、会計検査等の広域の出張や緊急性の乏しい調査等については、感染が収まるまで延期すること。

2. 検査・医療体制の充実・強化について

- 変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが現下の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルート

を感知し感染の封じ込めを図れるようにするとともに、大学なども含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査が実施できるよう、国として財政措置も含めて支援すること。

- ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の維持に向けて、診療・検査医療機関や感染患者の入院受入医療機関の体制確保のため、都道府県が医療機関に交付する協力金を緊急包括支援交付金の対象とすること。
- 病床確保計画の見直しにあたっては、医療提供体制確保についてさらなる見直しを求めていることから、引き続き十分な財政支援を行うこと。特に、後方支援病床の確実な確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる病床と同様の空床補償制度の創設など、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠による支援を行うとともに、同一医療機関内での転床時も診療報酬かさ上げ措置の対象とすること。併せて、都道府県間での患者受入れを支援する仕組みづくりを国として構築すること。
- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用や地域間協力なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 感染状況のステージ判断指標に入院率を加えるにあたっては、政府として入院病床の考え方やその確保について責任をもって明示するなど、地域の実情に応じた医療・療養体制の確保を考慮した検討を行うこと。
- さらなる病床と宿泊療養施設の確保及びそれぞれの稼働率の向上、自宅療養における適切な医療の提供に向けて、医療従事者の一層の協力が得られるよう、国としても医療関係団体に対して働きかけを強力に行うとともに、宿泊療養・自宅療養において、診察するオンライン診療医師、健康観察する看護師を国が雇い上げ、対応する仕組みを検討すること。
- 今後の深刻な病床ひっ迫時にも対応していくため、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関に対する迅速かつ安定的な財政支援策として、災害時の概算払いを参考にした、適用となる地域の都道府県知事の意見を踏まえて感染拡大前の水準での診療報酬を支払う制度を可及的速やかに実現すること。また、院内感染時のさらなる経営支援を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とすること。さらに、一般医療の制限を行う範囲等の指針について、国が責任をもって明らかにし、当該制限に伴い生ずる経営上の損失の補償についても国の責任において財源措置を行うほか、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り

組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。

- 今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。
- 診療・検査医療機関や受診相談を行う医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付やN95 マスクや非滅菌手袋、个人防护具（PPE）など医療物資の支給等の支援を継続すること。また、非滅菌手袋の種類やサイズ等について、都道府県の要望を踏まえて配布すること。
- 医療機関や高齢者、障害者の入所施設における従事者への集中的検査や、新型コロナウイルス感染者を早期発見し、クラスターの発生を防止するための新規の入院・入所者に対するPCR検査、さらには感染が確認された場合の支援チームの派遣について、国として全面的な財政措置を行うこと。
- 介護施設をはじめとした社会福祉施設対策について、令和3年度分の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分・障害分）を予備費の充当等により確保し、施設からの申請受付を再開するなど、まん延防止対策の支援を拡充すること。
- 改正感染症法第16条の2の規定に基づき、自費検査を行う民間検査機関に対する協力要請が行われているが、未だに陽性の検査結果が出たにもかかわらず被検者への受診勧奨が行われず、保健所にその連絡が届かない事例が生じていることから、確実に陽性の結果が保健所に届く仕組みを早急に構築すること。
- 全国各地での変異株の増加を踏まえ、具体的な変異株対策を速やかに示すとともに、N501Y、E484K などの変異も含め新型コロナウイルス検体の全数調査を最終目標として、N501Y 以外の変異株も対象とした遺伝子解析を地域でスクリーニングできる体制を早急に構築すること。その際、各地方衛生検査所等において国の要請に応じて変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要な費用及び人員の確保、試薬の配分、検体の保管ルールの設定等、検査拡充に向けた具体の道筋を示すこと。また、民間検査機関における実施を働きかけるとともに、地域における遺伝子解析を支援し、こ

これらの経費は国において全額財政措置をすること。

- 早急にスクリーニング検査の全国比較ができるよう公表基準を統一して、国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係、重症化や子ども・若者への感染等についての分析、さらには新たな変異株のサーベイランスなど、科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、最新の知見を踏まえた対処方法を示し、これに基づく方針変更について丁寧に都道府県に説明を行うこと。
- 世界各国での変異株の確認等を踏まえ、現行の水際対策については当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。また、現在、全ての入国者・帰国者については、国が設置した「入国者健康確認センター」において健康フォローアップ及び自宅待機の確認を行うこととなっており、都道府県の負担が軽減したところであるが、健康観察期間中に入国者等が所在不明となることのないよう、所在や連絡先の把握など引き続き水際対策の強化に取り組むこと。
- 積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実確保を図るとともに、国への報告の整理など業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。

3. 全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 1年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加えて、大型連休期間中に首都圏や関西圏での緊急事態宣言が発令されたことにより、対象地域や休業・時短要請の対象となった業種はもとより、観光・宿泊・交通関連の事業者や農林水産業をはじめ、全国の幅広い業種の事業者に深刻な影響が顕著となっていることから、地域によって支援の差が生じることのないよう、全国において持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給を行うとともに、雇用調整助成金の特例措置の延長、民間金融機関の無利子融資の申込み再開及び償還・据置期間の延長、税や保険料の減免・猶予等の措置を講じること。また、一時支援金等の既存の支援措置についてもその給付を迅速に行うとともに、緊急事態宣言対象地域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図ること。さらに、こうした厳しい経済情勢を踏まえて、情勢に即した補正予算の検討も含め、強力な政策パッケージとして大胆な経済対策を実施すること。

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、緊急事態宣言の対象にならなかった地域も含めて広く影響を受けた飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自にその実情に応じて支援できるようにすること。また、全国知事会の要請に基づき、予備費を活用し5,000億円を追加すると決断されたことに感謝するが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策が求められていることを踏まえ、事業者支援、感染拡大防止に効果を上げることができるよう、都道府県の大小にかかわらず、各自治体の財政力に十分配慮し、各都道府県に必要額が均等割のように行きわたるよう、実効性のある限度額の設定を行うとともに、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。
- 4月15日に申請受付が開始された中小企業事業再構築支援事業について、要件が厳しく取り組みにくいとの声が事業者及び支援機関から出ていることから、ポストコロナを見据え、小規模事業者も含めより多くの中小企業が取り組みやすくなるよう、新規性要件等の補助対象要件を緩和すること。また、中小企業生産性革命推進事業についても、多くの事業者が活用できるよう柔軟に対応するとともに、サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金による国内の工場等の整備に対する支援を継続すること。
- 事業者への資金繰り支援について、返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会による信用補完制度の拡大や、信用保証に基づく代位弁済や預託原資調達に係る借入利息等の都道府県に生じる負担に対する支援を行うとともに、大企業とみなされ支援対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用など、事業者や労働者等への支援を行うこと。
- 地域観光事業支援について、実施期間を全国知事会の要望に応え12月末まで延長する決定に感謝する。その上で、近隣圏域での観光支援も対象に加えるほか、感染拡大期においても観光関連事業者の将来需要の確保と事業継続を支援するため、全国で宿泊等に利用できる前売りクーポン事業を創設すること。また、Go To トラベル事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うとともに、実施期限の延長や、地域共通クーポンにおける、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となる割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。併せて、国において、「新しい旅のエチケット」を周知徹底するとともに、旅行前PCR検査の徹底・強化など旅行前に陽性者を発見できる体制を構築すること。
- Go To イート事業について、駆け込み利用による更なる感染の拡大を防ぐ

ため、食事券の販売期間（最長 5 月末）及び利用期間（最長 6 月末）を延長すること。また、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めるとともに、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。

- 雇用情勢の深刻化を踏まえ、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。
- 事業者に対して、アルバイト等で働く方への休業手当の支払いと雇用調整助成金等の活用を働きかけるとともに、非正規労働者に対して、休業支援金等の活用に向けた周知を徹底すること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。
- 現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の新たなスキルの取得といった職業能力開発促進策等の一層の充実・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図るとともに、新規学卒者をはじめ、女性、障害者、定住外国人などそれぞれの状況・特性に応じた実効性のある雇用対策を講じること。
- コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等をはじめ活力ある地方の実現と都市・地域の交流を促進する取組を展開すること。
- 令和 2 年度限りとされている減収補てん債の対象税目拡大について、少なくとも新型コロナウイルス感染症による景気の影響が続いている間は、引き続き継続すること。

4. ワクチン接種体制の円滑な実施について

（1）ワクチン接種体制の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、発症予防や重症化防止の観点からも、着実に進めていく必要があることから、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかというグランドデザインを早期に明らかにした上で、子どもへの接種、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加えるとともに、感染が急

拡大している現状も踏まえ、感染拡大防止に資するよう前倒しで接種を図るべく万全を尽くすこと。また、接種現場で廃棄処分につなげることなく全量を有効活用できるよう、臨機応変に接種対象者とする弾力的な運用方針を明示すること。

- 感染急拡大を踏まえ、ファイザー社製ワクチンの輸入量確保や、安全性の検証を踏まえた上でのアストラゼネカ社製・モデルナ社製ワクチンの早急な承認手続きにより、ワクチンの必要量を確保するとともに、ワクチンの種類や量、供給時期等の情報を含め、現場で住民の理解を得てワクチン接種を円滑に進めるため、高齢者等への優先接種以降の一般接種分も含めた、より具体的な供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。
- 医療従事者等に対する優先接種に際しては、各都道府県のワクチンの過不足度合いを把握し、配分の再調整を行うとともに、対象者数全てが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に供給するなど、できる限り速やかに医療従事者等への優先接種を完了し、接種期間の重複による支障を極力生じることのないよう、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。
- 市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速にワクチン接種を実施することができるよう、接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を継続的に行うとともに、アナフィラキシーについての分析検証を国として責任を持って行い、副反応の事例・分析結果など副反応に関する情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。併せて、これまでに得られた知見を踏まえ、ワクチン接種後の経過観察時に被接種者が視聴できる解説動画を制作・普及させるなど、副反応に対する正確な理解を促進するとともに、「ワクチン休暇」の導入を支援するなど国民が安心して接種できる環境整備を進めること。
- 副反応により健康被害が出た場合の審査について、市町村が個別に予防接種健康被害調査委員会を設置して行う負担を軽減するよう、広域で実施することも含め弾力化を図ること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給状況に応じ、基本型接種施設から基本型接種施設への移送を可能とするなど、「ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）」の仕様により各都道府県の運用が制限されることのないようにし、市町村や都道府県の境を越えて滞りなく接種可能な運用や、夜間接種支援も含めてワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。

- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、「ワクチン接種円滑化システム（V－S Y S）」や「ワクチン接種記録システム（V R S）」に係る簡便な運用等も含め、ワクチン接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 高齢者への優先接種について、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げながら、得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実に行之、安全かつ円滑な実施と高齢者の安心の確保につなげること。接種の本格化にあたっては、高齢者接種用のワクチンについて、地方からの要望量と実際の配分量に乖離が生じており、かつ、地域間でも配分状況に差が生じているという現状を十分に踏まえ、地域間で接種状況に過度なばらつきを生じさせることなく、各市町村が立案したスケジュールに基づいて全国で速やかに希望者が接種を完了できるよう適切にワクチンの配分を行うこと。
- 高齢者の次の優先接種対象である基礎疾患を有する者は自己申告とされており、事前に市町村が把握することが困難なことから、接種券の送付時期や方法について、自治体任せとせず国が責任をもって一定の考え方を示すこと。
- 東日本大震災に係る避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、各地域での接種を早期に完了することや、重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、高齢者施設及び障害者施設の65歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者など接種会場の運営スタッフ、さらには接種順位の上位とされない疾患等で医療機関に長期入院している患者や警察官、エッセンシャルワーカー等についても柔軟に優先接種の対象として取り扱うことを可能とするなど、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。
- 接種券の再発行を行う場合、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」では、「過去の接種状況等」の確認を求めているが、「ワクチン接種記録システム（V R S）」を活用した具体的な確認方法や作業手順などが示されていないことから、これを明示すること。
- キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。
- 保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材のほか、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジ、ワクチンの希釈に

必要な生理食塩水用の針とシリンジについても、必要量を現場で確保できるよう、国としても引き続き対策を講ずること。

- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うなど、国として必要な支援を行うこと。
- 医学部・看護学部の学生などによるサポートも含めワクチン接種を行う者の確保に向けた支援を行い、全国で早期にワクチン接種が進むよう緊急に対策を講じること。また、国において、薬剤師等がワクチン接種を行っている海外の例も参考に、ワクチン接種ができる者の範囲の拡大等、接種を行う者の確保に向けた検討を進めること。
- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、令和3年度中の財政措置の全体像を市町村に明確に示すとともに、システム入力に係る医療機関の負担軽減など接種が進む中で生じた課題に対しても的確に対応できるよう、追加交付も含め、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないように、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の速やかな認可、支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬の研究・実用化を支援するほか、治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- ワクチン接種後は当面献血を控えることとされているが、医療水準を確保する必要性に鑑み、早急に知見を踏まえた献血制限の基準を示すこと。

(2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。

また、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用に当たっては、実際に使用する市町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請を重ねて行うこと。

また「接種実績が確認できない」「市町村が医療機関等にワクチンを配分したにもかかわらず『分配量の情報』欄の分配量合計に反映されない」など、現在トラブルが多発していることから、適正なワクチン配分・配送に影響が出るものがないよう、速やかに改善するとともに、トラブル時においても、情報提供が継続されるよう、必要な措置を講じること。

加えて、入力端末を操作する者を対象に、コールセンターによるきめ細かなサポートなどにより、引き続き円滑なデータ入力を支援するとともに、入力端末の故障やトラブルにも迅速に対応できるよう、都道府県への予備機の配布を早急に行うこと。

さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市町村に過度な負担とならないよう改修を行うとともに、それまでの間は現場の負担軽減の観点から、現在、V-SYSとVRSのそれぞれで行っている接種回数の管理をVRSに一元化すること。

また、V-SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できる場合が限定されており、特に、連携型・サテライト型から基本型への変更は、連携型・サテライト型としてのワクチンを使い切らなければ、基本型として配分を受けることができないため、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が輻輳する時期等において、的確なタイミングでの変更が行えず、ワクチンの移送に支障を生じる恐れがある。高齢者接種の本格実施までに一刻の猶予もないことを重く受け止め、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう、現場の実情に即して、ワクチンの迅速かつ円滑な供給を可能とする改善を、抜本的かつ強力に実行すること。

- VRSについては、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新をする仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

なお、データの更新作業において、特定通信によるVRSへの接続も可能とされているが、「地方自治体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に示される例示と異なる利用方法であることから、国において取扱いの整合を図るとともに、具体的な接続方法や情報管理等について丁寧に説明すること。

今後、データ登録等の作業が継続的に行われ、さらに、医療従事者の接種情報の事後登録も求められていることから、市町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実に行うこと。

5. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

- 在住外国人の感染が各地域で拡大し、クラスターが多数発生することにより、医療機関や宿泊療養施設にかかる負担が非常に大きくなっていることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、職場やコミュニティにおける感染防止対策が徹底されるよう、経済団体や大使館等を通じて、きめ細かな周知を図るとともに、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、早急に対策を強化すること。更に、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査

等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、コールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実にを行うこと。

- 子どもの貧困や児童虐待、DVの潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体等への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯、DV事案への継続的な支援や女性が社会とつながるための支援が確実に届く「プッシュ型」の支援を早急に検討すること。また、生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、子ども庁創設の検討も含め、将来世代等を応援するための対策を行うこと。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和をするとともに、償還が困難となった方への償還猶予制度の弾力的な運用などにより、貸付金の返済が生活の立て直しの妨げとならないよう対策を講じること。また、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。加えて、住居確保給付金における求職活動要件の再緩和及び生活福祉資金貸付等の特例措置を継続すること。さらに、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、引き続き国による全額の財政支援を継続すること。
- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。
- すべての児童生徒の平等な学習機会の確保のため、オンライン学習への代替えについての統一的な基準づくりを進め、低所得者世帯におけるオンライン学習に必要な「高校生等奨学給付金制度」等の通信費補助を拡充すること。また、学校現場においては、感染拡大防止のための作業負担が重い状態が続いていることから、昨年度と同水準のスクール・サポート・スタッフ及び学習指導員を配置できるよう、財政支援を行うこと。

- コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策をアウトリーチも含めて強力に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

令和3年4月24日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		